

臭気測定認定事業所登録の手引

令和元年 6 月

公益社団法人 におい・かおり環境協会

目 次

I . 臭気測定認定事業所登録実施規程・・・・・・・・・・・・・・・・	1
II . 臭気測定認定事業所の登録の申請及び審査の流れ・・・・・・・・	11
(臭気測定認定事業所登録実施規程細則第1号)	
III . 臭気測定認定事業所の登録及び更新に必要な申請書類・・・・	12
(臭気測定認定事業所登録実施規程細則第2号)	
IV . 臭気測定認定事業所の登録に要する費用・・・・・・・・・・・・	13
V . 臭気測定認定事業所の登録審査基準・・・・・・・・・・・・・・	14

I. 臭気測定認定事業所登録実施規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人におい・かおり環境協会（以下、「本協会」という。）が行う臭気測定認定事業所の登録に関し必要な事項を定め、測定精度が高く、専門的かつ適正な測定が実施できる事業所を認定することにより、臭気測定法の信頼性の向上及び普及に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「臭気測定認定事業所」とは、次の各号に定めるものをいう。

- 一 「第1種臭気測定認定事業所」（以下、「第1種認定事業所」という。）とは、臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）による臭気指数の測定及び臭気排出強度の算定（以下、「臭気指数等の測定」という。）、排水における臭気指数の測定、臭気強度、快・不快度等の試験を実施することが可能であり、さらに特定悪臭物質の測定の方法（昭和47年5月環境庁告示第9号）について相当の技術を有すると認定した事業所である。
- 二 「第2種臭気測定認定事業所」（以下、「第2種認定事業所」という。）とは、臭気指数等の測定を実施することが可能と認定した事業所である。

(委員会)

第3条 本協会の会長（以下「会長」という。）は、第1条の目的を達成するため定款第53条の規定に基づき臭気測定認定事業所審査委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員7人以内により構成する。
- 3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。
- 4 委員は、第一条に則した学識経験及び実務経験を有する者の中から会長が委嘱する。
- 5 委員会には、委員長をおくこととし、委員の中から互選とする。
- 6 委員会は、会長からの付託により、臭気測定認定事業所の登録及び更新の可否、再審査の要否、登録の取り消しに関する審査を行う。
- 7 委員会は、登録のための審査基準の詳細に関して、会長に提言をする。

(登録審査基準)

第4条 臭気測定認定事業所の登録のための審査基準（以下、「登録審査基準」という。）は、次に掲げる事項ごとに会長が別に定めるものとする。

- 一 組織の整備
 - 二 技術基準
 - 三 設備基準（器材を含む）
 - 四 書類の整備
- 2 会長は、委員会の意見に基づいて登録審査基準及び細則を定める。

(審査及び登録の申請)

第5条 臭気測定認定事業所の登録を希望する事業者（以下、「申請者」という。）は、その事業所（以下、「申請事業所」という。）ごとに様式1臭気測定認定事業所審査及び登録申請書（以下、「登録申請書」という。）、会長が別に定める細則の添付書類を添え、会長に登録のための審査を申請する。申請者は、別紙の臭気測定認定事業所の登録に要する費用に定める審査費用（以下、「審査費用」という。）を会長が指定する期日までに納入する。

- 2 会長は、前項に定める審査費用が納付されたこと及び前項に基づく申請書類及びその内容を確認した後に、登録申請を受理するものとする。受理後の審査費用は返金しないものとする。

(審査)

第6条 会長は、第5条第2項、第13条第2項及び第13条の2により申請者からの申請書を受理した後、会長が別に定める細則に則り、登録若しくは登録更新のための審査を実施する。

- 2 会長は、第4条第二号で定める「測定精度の確認」を行うために、標準試料によるクロスチェックを実施することができる。
- 3 会長は、第4条第一号、第二号、第三号及び第四号を確認するために、申請事業所に対して、委員会委員又は本協会職員を派遣して事業所内の現地調査を実施する。
- 4 委員会は、会長が別に定める細則の登録及び更新に必要な申請書類に定める添付書類、クロスチェックの結果及び現地調査の結果に基づいて、審査を行い、登録の可否を会長に報告する。また、委員会は、登録審査基準に適合していないと判断した申請事業所のうち、再審査により登録審査基準に適合する可能性があると考えられる申請事業所に関しては、可否の審査結果に併せて、その旨を会長に報告する。

(登録等)

第7条 会長は、第6条第4項の報告に基づいて、申請事業所が登録審査基準に適合すると認めるときは、その旨を申請者に通知するとともに、別紙の臭気測定認定事業所の登録に要する費用に定める登録費用（以下、「登録費用」という。）の納付を求めるものとする。

- 2 会長は、前項の申請者からの登録費用が期日までに納付されたことを確認した後に、当該申請事業所を臭気測定認定事業所（以下「登録事業所」という。）として登録するものとする。
- 3 会長は、第6条第4項の報告に基づいて、申請事業所が登録審査基準に適合していないと判断されたときは、申請者に対して、理由を付記した上で、審査結果を通知するものとする。

(登録証書の交付)

第8条 会長は、第7条第2項の登録をしたときは、申請事業所に対して様式2臭気測定認定事業所登録証書（以下、「登録証書」という。）を交付する。

(登録の有効期間)

第9条 登録の有効期間は、第7条第2項の登録の日から起算して5年とし、5年ごとに登録事業所は更新の申請をすることができる。

- 2 会長は、自然災害等のやむを得ない事情により、当該有効期間を変更することができる。
- 3 登録事業所は、登録の有効期間が満了となった登録証書を、速やかに本協会へ返納しなければならない。

(登録の公表)

第10条 会長は、第7条第2項の登録及び第11条第5項の変更登録をしたときは、次の事項を本協会ホームページ等により公表する。

- 一 登録の種類
- 二 登録の番号
- 三 登録事業所の名称、所在地及び連絡先

(変更の届出等)

第11条 登録事業所は、登録申請書(様式1)に記載した次の事項に変更があったときは、遅滞なくその変更内容を様式3臭気測定認定事業所登録事項変更届(以下、「変更届」という。)により会長に届け出なければならない。

- 一 本社の所在地
 - 二 機関名、代表者の氏名
 - 三 事業所の名称
 - 四 事業所の所在地
- 2 会長は、前項により変更届が提出された場合、必要に応じ委員会の審査を経て、登録内容を変更するものとする。
- 3 登録事業所は、第1項の場合において当該登録に係る事業を廃止したときは、様式3臭気測定認定事業所登録事項変更届に登録証書を添えてその旨を会長に届けるものとする。
- 4 登録事業所は、第1項の場合において登録証書に記載された事項(事業所名、所在地)に変更があったときは、登録証書を添えて提出するものとする。
- 5 前項に基づき変更交付する登録証書の有効期間は、第9条の残余期間とする。

(登録の取消し)

- 第12条 会長は、申請書類、クロスチェック結果及び現地調査において虚偽の申請や報告があった場合や、データの改ざん、公平・公正性に欠く行為が行われるなど、本制度の社会的な信頼性を欠く行為が行われた登録事業所については、委員会の意見を聴いて登録を取り消すことができる。
- 2 会長は、測定データ等について誤解を招く不適切な表示など、本制度の社会的な信頼性を欠く恐れがある行為が行われた登録事業所については、委員会の意見に基づき、相応の期限を定めて改善等を指示する。なお、会長が期限までに改善されていないと判断した場合は、当該登録事業所の登録を取り消すことができる。
- 3 会長は、第11条第1項の届け出があった場合で、登録の基準を満たさないと判断されるときは、委員会の意見に基づき、相応の期限を定めて改善等を指示する。なお、会長が期限までに改善されていないと判断した場合は、当該登録事業所の登録を取り消すことができる。
- 4 会長は、第11条第3項の届け出があった場合、当該登録事業所の登録を取り消すこととする。
- 5 会長は、第9条の登録の有効期間満了後の登録事業所について、登録を取り消すことができる。なお、第13条第4項の登録更新を行った登録事業所はこの限りではない。
- 6 会長は、第1項から第5項により登録を取り消すときは、登録事業所にその旨を通知するとともに、これを本協会ホームページ等により公表する。
- 7 前項の通知を受けた登録事業所は、遅滞なく本協会にその登録証書を返納しなければならない。
- 8 第1項及び第2項により登録を取り消された事業所は、第5条第1項及び第13条第1項の申請をすることができないものとする。

- 9 取り消しを受けた当該登録事業所は、会長にその説明を求めることができる。
- 10 会長は、当該登録事業所が第1項に抵触していることにより、著しい損害を被る、あるいは被る可能性があるとして認められた場合には法的措置をとるものとする。

(登録の更新)

第13条 第9条に基づき、登録の更新申請をしようとする登録事業所は、様式4臭気測定認定事業所審査及び登録更新申請書(以下、「登録更新申請書」という。)に、会長が別に定める細則の登録及び更新に必要な申請書類に定める書類を添付して、会長に登録の更新のための審査を申請する。申請者は、別紙の臭気測定認定事業所の登録に要する費用に定める登録更新審査費用(以下、「更新審査費用」という。)を会長が指定する期日までに納入する。ただし、本協会が開催する外部精度管理において、その結果が優良であると委員会が判断した登録事業所については、会長は審査の一部を省略するとともに更新審査費用を減額することができる。

- 2 会長は、前項の更新審査費用が期日までに納付されたこと及び更新申請者からの登録更新申請書に必要な書類が添付されていること及びその内容を確認した後に受理するものとする。受理後の更新審査費用は返金しないものとする。
- 3 会長は、第6条の審査により委員会で前項の登録事業所が登録審査基準に適合すると認められたときは、その旨を申請者に通知するとともに、別紙の臭気測定認定事業所の登録に要する費用に定める登録更新に係る登録更新費用(以下、「登録更新費用」という。)の納付を求めるものとする。
- 4 会長は、前項の更新申請者からの登録更新に係る登録更新費用が期日までに納付されたことを確認した後に、当該事業所の登録を更新するものとする。
- 5 会長は、委員会での審査により、第1項の登録事業所が登録審査基準に適合していないと判断されたときは、当該登録事業所の臭気測定認定事業所としての登録を更新しない。申請者に理由を付記した上で、審査結果を通知するとともに、これを本協会ホームページ等により公表する。
- 6 第4項に基づき更新交付する登録証書は、様式5臭気測定認定事業所登録証書(以下、「登録更新証書」という。)によるものとする。
- 7 第1項の更新申請は、登録の有効期間の満了の日の6カ月前から2カ月前までの間に行わなければならない。
- 8 更新に伴う登録証書の交付及び登録の公表は、第8条から第10条の規定を準用する。

第13条の2 第2種認定事業所が第1種認定事業所へ格上げ更新を申請する場合は、第5条による申請を行うものとし、登録更新に係る審査費用及び登録費用は、別紙の臭気測定認定事業所の登録に要する費用に定める格上げ更新に係る審査費用及び登録費用(以下、「格上げ更新審査費用及び登録費用」という。)とする。

(再審査)

第14条 会長は、第6条及び第13条による審査において、第4条の登録審査基準に適合していないと判断された事業所のうち、委員会において再審査の余地があると判断された事業所については、改善内容等を明記のうえ再審査を申請することができる旨を通知するものとする。

- 2 会長より前項の再審査に係る通知を受けた事業所は、所要の改善等を行った後、再審査を申請することができる。
- 3 再審査に関わる費用は、別紙の臭気測定認定事業所の登録に要する費用に定める追加審査費(以下、「追加審査費」という。)とする。

(実務経験補完期間の決定)

第 15 条 会長は、第 6 条の審査により第 4 条に定める登録審査基準に適合していないと判断された申請事業所のうち、委員会において実務経験を補完する期間が必要であると判断された事業所について、12 ヶ月から 36 ヶ月の範囲内で実務経験補完期間を決定し、その旨を通知する。

2 前項の申請事業所は、実務経験補完期間を経過した後でなければ、第 5 条に基づく登録の申請を行うことができないものとする。

(立入調査)

第 16 条 会長は、申請事業所及び登録事業所が実施している臭気測定に関してその方法及び結果に公平・公正性に疑義が生じた場合は、この規程の施行に必要な限度において、本協会の職員又は委員会委員を当該事業所に立入調査させることができる。

2 登録事業所は、前項に該当する疑義が生じた場合、会長が求める調査に協力しなければならない。

3 会長は、登録事業所が第 1 項に抵触していることが明らかとなった場合には、登録事業所に対し、第 1 項の調査に要した費用を請求することができる。

(災害等)

第 17 条 会長は、地震など自然災害等で認定事業者が被害にあった場合には、自然災害等の規模に鑑みて登録費用の一部を免除することができる。ただし、その場合には、登録事業所は地方自治体が発行する罹災証明書などの証明書の写しを会長へ提出しなければならない。

(報告)

第 18 条 会長は、事業の実施内容並びに実施体制を理事会に報告する。報告を受けた理事及び監事は、当該報告内容を第三者に漏らしてはならない。

(通報協力)

第 19 条 第三者及び登録事業所が、臭気測定認定事業所制度に関わる不正行為を行っている事実を知った者は、当該第三者及び登録事業所の名称、所在、不正行為の内容を会長に通報することとする。

(権利譲渡等の禁止)

第 20 条 登録事業所は、臭気測定認定事業所制度に関する権利について、第三者に委託若しくは代理使用を許諾してはならない。

(委任)

第 21 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(改廃)

第 22 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この規程は、公益社団法人の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

2. 平成 31 年 4 月 1 日一部改正

(様式1)

第 種臭気測定認定事業所審査及び登録申請書

年 月 日

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会 長

殿

<申請者>

本社の所在地	〒		
機関名			
代表者	役職	代表者	印

臭気測定認定事業所登録実施規程に記載された事項を了解の上、実施規程第5条の規定に基づき、下記の事業所につき第.....種臭気測定認定事業所の登録を受けたいので、登録の基準に関する書類（別紙）を添付するとともに、審査費用を納付して申請します。

また、第7条第1項により、登録が認められた場合は登録費用を納付します。

記

<登録を受けようとする事業所>

事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
連絡先（担当者）	部 署.....	氏 名.....	
	電 話.....	F A X.....	
	電子メール		

<審査費用>

審査費用	<input type="checkbox"/> すでに払込済み（ 年 月 日）
	<input type="checkbox"/> 振り込み予定日（ 年 月 日） 請求書（ <input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要）

第 () 号

臭気測定認定事業所登録証書

第 種臭気測定認定事業所

(認定事業所名)

(認定事業所所在地)

臭気測定認定事業所登録実施規程第7条第2項
により登録したので登録証書を交付する
この登録証書の有効期間は 年 月 日まで
とする

年 月 日

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会 長

(様式3)

第 種臭気測定認定事業所登録事項変更届

年 月 日

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会 長 殿

機関名

役職

代表者

印

臭気測定認定事業所登録実施規程第 11 条第 1 項に基づき、提出した書類（事項）に変更があったので、届けます。

記

事業所名称		登録番号	
変更内容			
変更理由			
変更時期	年	月	日

(備考)

1. 変更内容、変更理由は適宜書類を添付して下さい。
2. 登録証書の記載事項に変更があるときは、登録証書を添えて提出して下さい。

(様式4)

第 種臭気測定認定事業所審査及び登録更新申請書

年 月 日

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会 長 殿

<申請者>

本社の所在地	〒		
機関名			
代表者	役職	代表者	印

臭気測定認定事業所登録実施規程第13条第1項に基づき、下記の事業所につき登録の更新を受けたいので、書類(別紙)を添付し、申請します。

また、第13条第3項により登録審査基準に適合すると認められたときは、登録費用を納付します。

記

<登録更新を受けようとする事業所>

現在登録の種類 及び登録番号	第.....種臭気測定認定事業所 第.....号		
登録年月日	年 月 日		
事業所の名称			
事業所の所在地	〒		
連絡先(担当者)	部 署..... 氏 名..... 電 話..... F A X..... 電子メール		

<審査費用>

審査費用	請求書の受領後に振込予定(締日:)
------	--------------------

第 () 号

臭気測定認定事業所登録証書

第 種臭気測定認定事業所

(認 定 事 業 所 名)

(認 定 事 業 所 所 在 地)

臭気測定認定事業所登録実施規程第 13 条第 4
項により登録を更新したので登録証書を交付
する

この登録証書の有効期間は 年 月 日まで
とする

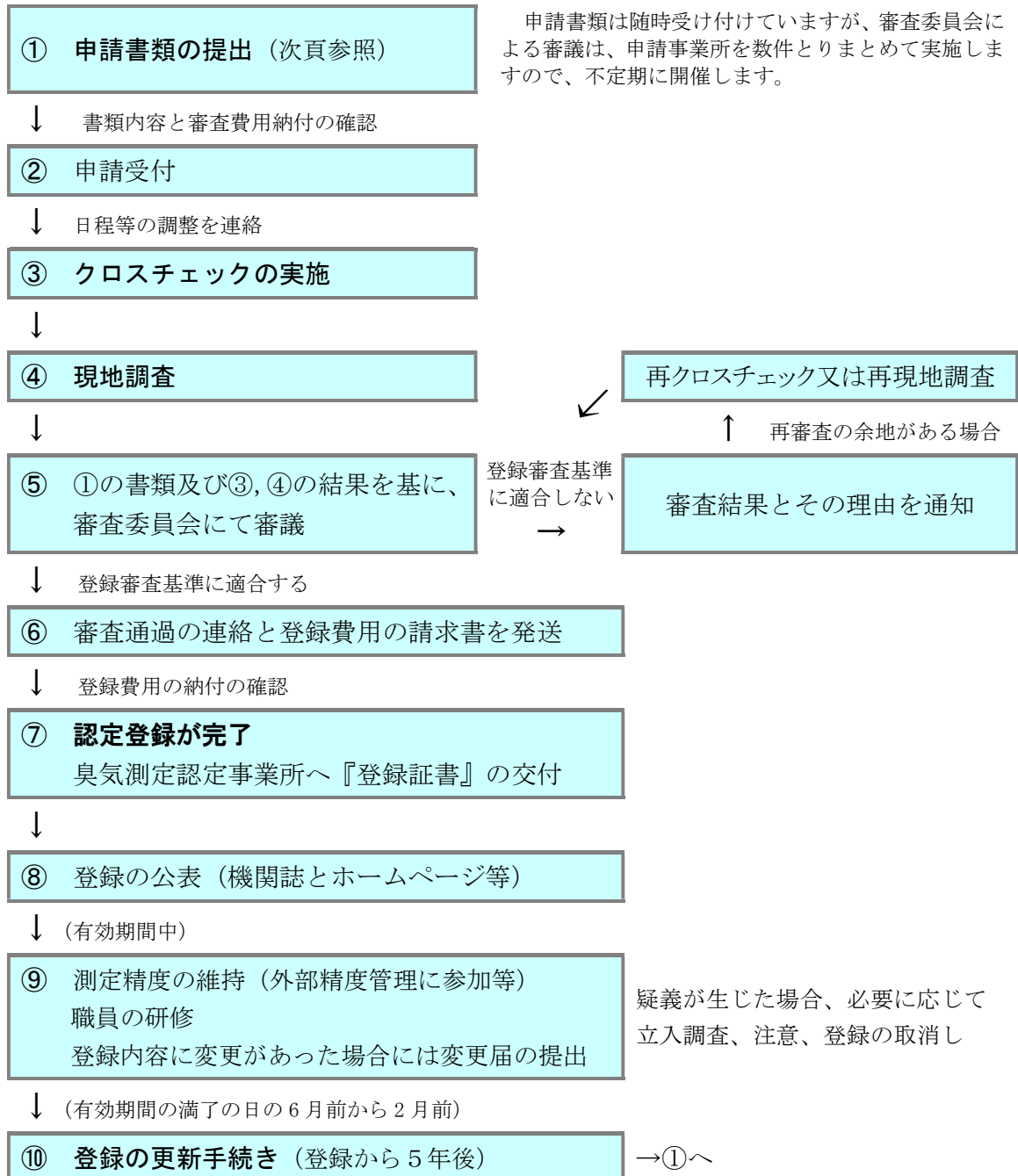
年 月 日

公益社団法人 におい・かおり環境協会
会 長

II. 臭気測定認定事業所の登録の申請及び審査の流れ

(臭気測定認定事業所登録実施規程細則第1号)

臭気測定認定事業所登録実施規程第5条並びに第13条に基づく申請及び審査の流れを以下のとおり定める。



5年間の登録証有効期間中に4回以上外部精度管理に参加し、その結果が優良であると委員会が判断した事業所については、一部クロスチェックを省略するとともに、審査費用も減額されます。

Ⅲ. 臭気測定認定事業所の登録及び更新に必要な申請書類

(臭気測定認定事業所登録実施規程細則第2号)

臭気測定認定事業所登録実施規程第5条並びに第13条に基づく申請書類を以下のとおり定める。

1) 申請書 …… 1部提出

登録の種別	申請書	参照	第1種	第2種
初回登録	(様式1) 臭気測定認定事業所登録申請書	p. 6	○	○
更新登録	(様式4) 臭気測定認定事業所登録更新申請書	p. 9	○	○

2) 添付書類 …… 5部提出

(○：初回登録及び更新登録時に必要、△：更新登録時のみ必要)

登録審査基準	添付書類	参照	第1種	第2種
一. 組織の整備	(別添様式1) 嗅覚測定法に係る組織図	p. 19	○	○
	(別添様式2) 職員研修に係る実施計画書	p. 20	○	○
二. 技術基準	(別添様式3) オペレーター及び試料採取者一覧	p. 21	○	○
	(別添様式4) パネル一覧	p. 22	○	○
	(別添様式5) 臭気調査の実績表	p. 23	○	—
	(別添様式6) 精度管理の実施計画書	p. 24	○	○
	(別添様式7) 精度管理の実施報告書	p. 25	△	△
三. 設備基準	(別添様式8) 臭気測定試験室の平面図	p. 26	○	○
	(別添様式9) 器材リスト (パネル選定用)	p. 27	○	○
	(別添様式10) 器材リスト (試料採取用)	p. 28	○	○
	(別添様式11) 器材リスト (臭気測定用)	p. 29	○	○
	(別添様式12) 器材リスト (特定悪臭物質測定用)	p. 30	○	—
四. 書類の整備	<各種様式> ○ パネル選定の個人票 ○ 試料採取時に用いる現場で記録する調査票 ○ 臭気測定時に用いるパネル回答用紙と集計票 ○ 特定悪臭物質の測定時に用いる様式 ○ その他、臭気測定・調査等に用いる様式	p. 31	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ — ○
	<標準作業手順書> ○ 臭気指数測定の標準作業手順書 (SOP) ○ 特定悪臭物質測定の標準作業手順書 (SOP) ○ 臭気強度、快・不快度試験に係る標準作業手順書 (SOP)	p. 32	○ ○ ○	○ — —

※上記様式のMS-Word版は、協会ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

IV. 臭気測定認定事業所の登録に要する費用

(別紙)

臭気測定認定事業所登録実施規程第5条並びに第13条の規程に基づき、別に定める登録に要する費用は以下のとおりである。

1. 審査登録費（初回登録）

	第1種認定事業所		第2種認定事業所	
	法人会員	一般	法人会員	一般
審査費用 (クロスチェック及び現地調査各1回)	170,000円	320,000円	120,000円	220,000円
登録費用 (合格事業所のみ)	150,000円	300,000円	100,000円	200,000円
合計	320,000円	620,000円	220,000円	420,000円

2. 登録更新費（5年ごと）

	第1種認定事業所		第2種認定事業所	
	法人会員	一般	法人会員	一般
更新審査費用 (クロスチェック及び現地調査各1回)	170,000円	320,000円	120,000円	220,000円
更新審査費用 (クロスチェック免除の事業所)※	90,000円	160,000円	70,000円	120,000円
登録更新費用	30,000円	60,000円	30,000円	60,000円

(※5年間の登録証有効期間中に4回以上本協会が開催する外部精度管理に参加し、その結果が優良であると委員会が判断した事業所については、一部クロスチェックを省略するとともに、審査費用も減額とする)

3. 追加審査費

	第1種認定事業所		第2種認定事業所	
	法人会員	一般	法人会員	一般
再クロスチェック(1検体につき)	50,000円	100,000円	50,000円	100,000円
再現地調査(1回につき)	70,000円	140,000円	50,000円	100,000円

4. 格上げ更新費（第2種→第1種）

	法人会員	一般
審査費用(クロスチェック及び現地調査各1回)	170,000円	320,000円
登録費用(合格事業所のみ)	30,000円	60,000円
合計	200,000円	380,000円

5. 試験室変更に伴う現地調査費用（1回につき）

	第1種認定事業所		第2種認定事業所	
	法人会員	一般	法人会員	一般
試験室変更に伴う現地調査	70,000円	140,000円	50,000円	100,000円

附 則

1. 平成5年4月1日から実施
2. 平成10年10月1日一部改正
3. 平成15年4月1日一部改正
4. 平成21年8月1日一部改正
5. 平成26年7月16日一部改正
6. 平成31年4月1日一部改正

V. 臭気測定認定事業所の登録審査基準

臭気測定認定事業所登録実施規程第4条に基づく登録審査基準を以下のとおり定める。

登録審査基準	第1種臭気測定認定事業所	第2種臭気測定認定事業所
認定事業所の定義	<p>1) 臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号。以下「臭気指数等の測定方法」という。）による臭気指数の測定及び臭気排出強度の算定、排水における臭気指数の測定、臭気強度、快・不快度等の試験を実施することが可能である事業所であること。</p> <p>2) 特定悪臭物質の濃度の測定（昭和47年5月環境庁告示第9号。以下「特定悪臭物質の測定法」という。）について相当の技術を有する事業所であること。</p>	<p>臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号。以下「臭気指数等の測定方法」という。）による臭気指数等の測定を実施することが可能である事業所であること。</p>
一. 組織の整備	<p>「測定担当者」の他に、「技術管理者」、「品質管理者」等を選定し、臭気指数等の測定方法に基づき、測定精度が高くかつ適正に実施できる体制であること。</p> <p>また、各々の役割や組織の責任・権限の所在、公平性、機密保持、情報伝達ルートを明確にする。</p> <p>さらに、技術力を維持・向上するため、職員研修等を行う。</p>	<p>「測定担当者」の他に、「技術管理者」、「品質管理者」等を選定し、臭気指数等の測定方法に基づき、測定精度が高くかつ適正に実施できる体制であること。</p> <p>また、各々の役割や組織の責任・権限の所在、公平性、機密保持、情報伝達ルートを明確にする。</p> <p>さらに、技術力を維持・向上するため、職員研修等を行う。</p>
二. 技術基準	<p>1) オペレーター及び試料採取者 臭気判定士が3名以上従事していること。</p> <p>2) パネル 「臭気指数等の測定方法」に定めるパネル選定試験に合格したパネルが6名以上確保できる体制であること。</p> <p>3) 臭気測定の実績 最近の2～3年間の臭気調査の実績があり、年間の臭気指数または臭気濃度の測定検体数が100以上であること。</p>	<p>1) オペレーター及び試料採取者 臭気判定士が2名以上従事していること。</p> <p>2) パネル 「臭気指数等の測定方法」に定めるパネル選定試験に合格したパネルが6名以上確保できる体制であること。</p>

登録審査基準	第1種臭気測定認定事業所	第2種臭気測定認定事業所
二. 技術基準	<p>4) 測定精度の確保</p> <p>「臭気指数等の測定方法」による方法で、標準試料によるクロスチェックを実施し、嗅覚測定法精度管理マニュアルの記載と同等以上の精度が得られること。</p> <p>5) 測定精度の維持</p> <p>登録の有効期間内に外部精度管理又は内部精度管理を年1回以上かつ外部精度管理を3回以上実施し、測定精度の維持・向上に努めること。</p>	<p>3) 測定精度の確保</p> <p>「臭気指数等の測定方法」による方法で、標準試料によるクロスチェックを実施し、嗅覚測定法精度管理マニュアルの記載と同等以上の精度が得られること。</p> <p>4) 測定精度の維持</p> <p>登録の有効期間内に外部精度管理に3回以上参加し、かつ内部精度管理については、当該事業所で積極的に実施をして測定精度の維持・向上に努めること。</p>
三. 設備基準	<p>1) 試験室等</p> <p>(1) 臭気測定試験専用試験室の設置</p> <p>臭気測定試験室として、以下の条件を備えた専用の試験室があること。</p> <p>ア. においを感じない場所であること。</p> <p>イ. 人の出入りの少ない静かな場所であること。</p> <p>ウ. 発生源が見えない場所であること。</p> <p>エ. 試料を調製している所が見えないこと。</p> <p>オ. 温度、湿度が適正に保たれていること。</p> <p>カ. その他、パネルが十分に落ちつける場所であること。</p>	<p>1) 試験室</p> <p>(1) 臭気測定試験室の設置</p> <p>臭気測定試験室として、以下の条件を備えた試験室があること。</p> <p>ア. においを感じない場所であること。</p> <p>イ. 人の出入りの少ない静かな場所であること。</p> <p>ウ. 発生源が見えない場所であること。</p> <p>エ. 試料を調製している所が見えないこと。</p> <p>オ. 温度、湿度が適正に保たれていること。</p> <p>カ. その他、パネルが十分に落ちつける場所であること。</p>

登録審査基準	第1種臭気測定認定事業所	第2種臭気測定認定事業所
三. 設備基準	<p>2) 必要器材 「臭気指数等の測定方法」に定める器材が備えられていること。</p> <p>(1) パネル選定用器材 ア. パネル選定用5基準臭 ※1 イ. 対照液（流動パラフィン） ウ. におい紙 エ. クリップ又は支え台 オ. つい立て カ. その他、パネル選定に必要な器材</p> <p>(2) 試料採取用器材 ア. 排出口試料用器材 a. 試料採取用ポンプ（4L/分以上） b. 試料採取用吸引ケース c. 試料採取用バッグ（3～20L）※1 d. 導管（テフロン又はシリコン製） e. 凝縮水トラップ f. スクリューコック g. 試料採取用ガラス管 h. バイパス三方管 i. 日本工業規格の排ガス中のダスト濃度の測定方法（JIS Z8808）に規定された排ガスの流量及び水分の測定に必要な装置及び器材 j. その他、排出口試料採取に必要な器具・器材</p> <p>イ. 環境試料用器材 a. 真空瓶 10L b. 吸引瓶 10L c. ハンディポンプ 20L/分以上 d. 吸引ケース 10L e. 上記a～dに必要な付属器具 f. 試料採取用バッグ 10L ※1 g. 温・湿度計 h. 風向・風速計 i. その他、環境試料採取に必要な器具、器材</p> <p>（イ. 環境試料用器材のうち a～d については、どれか一種類以上を保有すること）</p> <p>ウ. 排水試料用器材 a. 試料採取瓶 b. その他、排水試料採取に必要な器具、器材</p>	<p>2) 必要器材 「臭気指数等の測定方法」に定める器材が備えられていること。</p> <p>(1) パネル選定用器材 ア. パネル選定用5基準臭 ※1 イ. 対照液（流動パラフィン） ウ. におい紙 エ. クリップ又は支え台 オ. つい立て カ. その他、パネル選定に必要な器材</p> <p>(2) 試料採取用器材 ア. 排出口試料用器材 a. 試料採取用ポンプ（4L/分以上） b. 試料採取用吸引ケース c. 試料採取用バッグ（3～20L）※1 d. 導管（テフロン又はシリコン製） e. 凝縮水トラップ f. スクリューコック g. 試料採取用ガラス管 h. バイパス三方管 i. 日本工業規格の排ガス中のダスト濃度の測定方法（JIS Z8808）に規定された排ガスの流量及び水分の測定に必要な装置及び器材※2 j. その他、排出口試料採取に必要な器具・器材</p> <p>イ. 環境試料用器材 a. 真空瓶 10L b. 吸引瓶 10L c. ハンディポンプ 20L/分以上 d. 吸引ケース 10L e. 上記a～dに必要な付属器具 f. 試料採取用バッグ 10L ※1 g. 温・湿度計 h. 風向・風速計 i. その他、環境試料採取に必要な器具、器材</p> <p>（イ. 環境試料用器材のうち a～d については、どれか一種類以上を保有すること）</p>

登録審査基準	第1種臭気測定認定事業所	第2種臭気測定認定事業所
三. 設備基準	<p>(3) 臭気測定用器材</p> <p>ア. 無臭空気製造装置</p> <p>イ. 活性炭</p> <p>ウ. 無臭空気用ポンプ (30L/分以上)</p> <p>エ. におい袋 ※1</p> <p>オ. におい袋用シリコン栓</p> <p>カ. 鼻あて</p> <p>キ. 注射器 (300mL、100mL、50mL、10mL、5mL、1mL、100μL)</p> <p>ク. 注射針 (標準、穴太、極太)</p> <p>(4) 臭気測定用器材 (三点比較式フラスコ法)</p> <p>ア. 無臭水製造装置</p> <p>イ. 無臭水保管容器</p> <p>ウ. 恒温水槽</p> <p>エ. フラスコ</p> <p>オ. フラスコ用鼻あて</p> <p>カ. 注入用器具</p> <p>3) 特定悪臭物質の測定法の必要器材 特定悪臭物質の測定法に定める器材が備えられていること。</p> <p>(1) 試料採取用の装置及び器具</p> <p>(2) 濃度測定用の装置及び器具</p>	<p>(3) 臭気測定用器材</p> <p>ア. 無臭空気製造装置</p> <p>イ. 活性炭</p> <p>ウ. 無臭空気用ポンプ (30L/分以上)</p> <p>エ. におい袋 ※1</p> <p>オ. におい袋用シリコン栓</p> <p>カ. 鼻あて</p> <p>キ. 注射器 (300mL、100mL、50mL、10mL、5mL、1mL、100μL)</p> <p>ク. 注射針 (標準、穴太、極太)</p>
四. 書類の整備	<p>1) 各種書式 (パネル選定の個人票、試料採取時の記録票、臭気測定時の集計票、パネル回答用紙、特定悪臭物質の測定時の様式、その他関係様式)</p> <p>2) 臭気指数測定の標準作業手順書 (SOP)</p> <p>3) 特定悪臭物質測定の標準作業手順書 (SOP)</p> <p>4) 臭気強度、快・不快度試験の標準作業手順書 (SOP)</p>	<p>1) 各種書式 (パネル選定の個人票、試料採取時の記録票、臭気測定時の集計票、パネル回答用紙、その他関係様式)</p> <p>2) 臭気指数測定の標準作業手順書 (SOP)</p>

※1 嗅覚測定に用いる器材の推奨マーク制度に登録された器材又はこれと同等以上の性能を有する器材であること

※2 常時器材を保有していなくても測定の状況に応じて器材を確保できること

附 則

1. 平成 5 年 4 月 1 日から実施
2. 平成 10 年 10 月 1 日一部改正

3. 平成 11 年 11 月 1 日一部改正
4. 平成 14 年 8 月 1 日一部改正
5. 平成 21 年 8 月 1 日一部改正
6. 平成 26 年 7 月 16 日一部改正
7. 平成 31 年 4 月 1 日一部改正

(別添様式1)

嗅覚測定法に係る組織図

組織の構成（測定担当者、技術管理者、品質管理者）の氏名と役割、責任、権限の所在を以下に記載する。精度管理マニュアル及び安全管理マニュアルを参照のこと。

組織の構成	氏名	役割や責任・権限の所在
		情報伝達内容 ↓ ↑ 情報伝達内容
		情報伝達内容 ↓ ↑ 情報伝達内容
		情報伝達内容 ↓ ↑ 情報伝達内容

公平性、機密保持に関する社内の取り組み

--

安全管理に関する社内の取り組み

--

(別添様式 2)

職員研修に係る実施計画書

職員の技術力を維持・向上するため、以下の研修等を計画する。

実施年度	職員の技術力を維持・向上するための研修内容等

(別添様式 3)

オペレーター及び試料採取者一覧

業務内容 ※1	部 署	役 職	氏 名	臭気判定士 免状番号	経験年数 ※2

※1 業務内容とは、臭気測定に関する業務内容を記入する（オペレーター、試料採取等）

※2 経験年数は、臭気測定業務に携わった年数を記入する

(別添様式 4)

パネル一覧

	氏名 (イニシャル可)	生年月日	性別	パネル 経験年数	嗅覚検査の合格日	備考 (有効期限等)
1		年 月 日		年	年 月 日	
2		年 月 日		年	年 月 日	
3		年 月 日		年	年 月 日	
4		年 月 日		年	年 月 日	
5		年 月 日		年	年 月 日	
6		年 月 日		年	年 月 日	
7		年 月 日		年	年 月 日	
8		年 月 日		年	年 月 日	
9		年 月 日		年	年 月 日	
10		年 月 日		年	年 月 日	
11		年 月 日		年	年 月 日	
12		年 月 日		年	年 月 日	
13		年 月 日		年	年 月 日	
14		年 月 日		年	年 月 日	
15		年 月 日		年	年 月 日	
16		年 月 日		年	年 月 日	
17		年 月 日		年	年 月 日	
18		年 月 日		年	年 月 日	

※18名以上パネルが在籍されている場合は本様式をコピーして提出してください。

(別添様式 5)

臭気調査の実績表 (第1種認定事業所のみ)

(1) 主な臭気調査の実績

年度	主 な 調 査 等 の 項 目

(2) 臭気指数試験検体数

年 度	排出口試料	環 境 試 料	排 出 水 試 料	計
年度				
年度				
年度				
年度				
年度				

(別添様式 6)

精度管理の実施計画書

測定精度の維持・向上のため、以下のとおり外部精度管理及び内部精度管理に取り組む計画である。

年 度	外部精度管理	内部精度管理	その他
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			

※認定登録後は、第 1 種認定事業所は、登録の有効期間内に外部精度管理又は内部精度管理を年 1 回以上かつ外部精度管理を 3 回以上実施し、測定精度の維持・向上に努めることが必要である。

また、第 2 種認定事業所は、登録の有効期間内に外部精度管理に 3 回以上参加し、かつ内部精度管理については、当該事業所で積極的に実施して、測定精度の維持・向上に努めることが必要である。

(別添様式 7)

精度管理の実施報告書 (更新登録時のみ)

更新登録時に、第 1 種認定事業所では、登録の有効期間内に外部精度管理又は内部精度管理を年 1 回以上かつ外部精度管理を 3 回以上実施したときの結果を記載する。

また、第 2 種認定事業所は、登録の有効期間内に外部精度管理に 3 回以上参加したときの結果を記載する。

実施日	外部精度管理 又は内部精度管理 (実施主体)	測定結果	(ばらつき・偏りの 評価結果)
年 月 日	()	臭気指数 (.....), (.....), (.....) (平均臭気指数 :)	
年 月 日	()	臭気指数 (.....), (.....), (.....) (平均臭気指数 :)	
年 月 日	()	臭気指数 (.....), (.....), (.....) (平均臭気指数 :)	
年 月 日	()	臭気指数 (.....), (.....), (.....) (平均臭気指数 :)	
年 月 日	()	臭気指数 (.....), (.....), (.....) (平均臭気指数 :)	
年 月 日	()	臭気指数 (.....), (.....), (.....) (平均臭気指数 :)	

(別添様式 8)

臭気測定試験室の平面図

名 称 (階数)		縮 尺	

(別添様式9)

器材リスト (パネル選定用)

番号	パネル選定用器材	基数	製造日及び開封日

(別添様式 10)

器材リスト (試料採取用)

番号	試料採取用器材	基数	備考

(別添様式 11)

器材リスト (臭気測定用)

番号	臭気測定用器材	基数	備考

(別添様式 12)

器材リスト（特定悪臭物質測定用）（第1種認定事業所のみ）

番 号	特定悪臭物質測定用機器	基 数	分析機器の校正頻度

<各種様式>

貴社内で通常使用している以下の様式を添付してください。

- 1-1 パネル選定の個人票
- 1-2 試料採取時に用いる現場で記録する調査票
- 1-3 臭気測定時に用いるパネル回答用紙と集計票（第1種はフラスコ法も含む）
- 1-4 特定悪臭物質の測定時に用いる様式（第1種認定事業所のみ）
- 1-5 その他、臭気測定・調査等に用いる様式

<標準作業手順書>

第1種認定事業所は以下の2種類の標準作業手順書（SOP）、第2種認定事業所は臭気指数の測定に係る標準作業手順書が必要となります。

既存の標準作業手順書がない場合には、当協会のホームページに掲載している『標準作業手順書の見本』と『作成及び改訂の手引き』を参照の上、作成してください。

- 2-1 臭気指数測定の標準作業手順書（SOP）
- 2-2 特定悪臭物質測定の標準作業手順書（SOP）（第1種認定事業所のみ）
- 2-3 臭気強度、快・不快度の試験に係る標準作業手順書（SOP）（第1種認定事業所のみ）

< 案内図 >



- 【交通】** JR 山手線「高田馬場駅」より徒歩 4 分
東京メトロ東西線「高田馬場駅」より出口 6 又は 7 より徒歩 1 分
西武新宿線「高田馬場駅」より早稲田口徒歩 4 分

公益社団法人 におい・かおり環境協会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 2-14-2 新陽ビル 1106 号

TEL 03-6233-9011 (代) / FAX 03-6862-8854

E-mail info@orea.or.jp

URL : <http://www.orea.or.jp>